

## コーポレートガバナンスに関する基本方針

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

富士通フロンテックグループ（以下、当社グループという）は、コーポレートガバナンスの充実により、持続的な成長と企業価値向上を図ることを目的として、本基本方針を制定する。

#### 第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社グループは、「富士通フロンテック・ウェイ」を事業運営の基本方針とし、常に株主・従業員・取引先をはじめとするステークホルダーの視点にたった経営を行う。また、企業価値の向上を図るために経営の効率化を追求するとともに、経営チェック機能の充実ならびに内部統制システムの整備により透明性の確保を図るなど、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

【富士通フロンテック・ウェイ】 <http://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/csr/>

当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、社員の日々のビジネス活動における行動の原理原則を示した「基本理念」と「行動指針」であり、「富士通フロンテック・ミッション」（企業理念）と、これに基づく「富士通フロンテック・ポリシー」（企業指針）、「富士通フロンテック・ルール」（行動規範）、「富士通フロンテック・ガイドライン」（行動指針）で構成する。

### 第2章 株主との関係

#### 第3条（株主の権利の尊重）

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備する。また、当社はすべての株主を、株式の持ち分に応じて平等に扱う。

#### 第4条（株主総会）

当社は、株主総会を当社の最高意思決定機関であると同時に、株主との建設的な対話の場と認識し、より多くの株主が出席できるよう開催日を設定する。

#### 第5条（株主との対話）

当社は、持続的な成長と企業価値向上に資するため、株主との建設的な対話を行う。

対話にあたっては、以下のとおり方針を定める。

- （1）広報・IR担当の経営執行役が株主との対話を統括する。
- （2）社長を含む経営者と関連部門間で、株主との対話に関する定例的な会議を実施するほか、適宜情報共有を行い連携する。

- (3) 株主との個別面談のほか、決算説明会や株主総会などで、直接経営者等と対話できる場を設けるなど、株主との積極的なコミュニケーションを心がける。
- (4) 株主からの意見・問合せ等については、取締役会や経営会議で報告するなど経営者等へ適宜適切なフィードバックを行う。
- (5) 「インサイダー管理規程」に基づき、重要事実を含む情報を適切に管理する。

#### 第6条（資本政策の基本的な方針）

当社は、資本効率、株主還元、財務健全性のバランスを考慮し、事業の拡大と収益力の向上により企業価値の向上を目指すことを基本方針とする。

#### 第7条（買収防衛策その他の資本政策）

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛策につながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力することとし、現時点では特別な買収防衛策は導入しない。

- 2. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の変更にあたっては、合理性を十分に検証するとともに、株主への説明を十分に行う。

#### 第8条（政策保有株式に関する方針および政策保有株式の議決権行使基準）

当社は、業務提携の強化、営業および金融政策維持のために、政策保有株式を保有する。株式保有リスクの抑制や資本の効率性の観点から、政策保有株式は最小限にとどめる方針とする。保有にあたっては、取締役会で、保有目的や保有に伴う便益の精査および定期的な保有リスクのモニタリングを行う。また、その保有目的については、有価証券報告書に開示する。

- 2. 政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先ひいては当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から、個々の議案について検討、判断する。

#### 第9条（関連当事者取引等）

取締役と当社との取引については、会社法および取締役会規則に基づき、取締役会の承認を必要とする。

- 2. 親会社を含む関連当事者との取引については、他の取引先同様、市場実勢を勘案し交渉のうえ、社内手続きに則り決定する。また、定期的に取り引状況の確認を行い、取締役会に報告のうえ、法令に従って開示する。

### 第3章 ステークホルダーとの関係

#### 第10条（ステークホルダーとの適切な協働）

当社グループは、「富士通フロンテック・ウェイ」の実践により、ステークホルダーと適切に協働し、広く社会の発展に貢献する事業活動を行う。

#### 第 11 条（持続可能性についての課題認識および対応）

当社グループは、持続可能性を巡る課題への対応は、重要な経営課題の一つであると認識し、「富士通フロンテック・ウェイ」および「富士通フロンテック環境方針」を定め、これらを実践した事業活動により、社会、環境、経済への貢献に努める。

#### 第 12 条（社内の多様性の確保）

当社グループは、グローバルに事業を展開する企業グループとしてダイバーシティへの理解と確保は不可欠であるとの認識のもと、女性の活躍促進、外国籍社員の積極的採用および障がい者活躍促進等に向けて、制度の整備、充実や各種教育等を通じ、多様な価値観の確保および社内浸透に努める。

#### 第 13 条（情報開示）

当社は、企業経営の透明性を確保し、法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても、積極的な情報開示を実施し、正確でわかりやすく、有用な情報を提供するよう努める。

### 第 4 章 コーポレートガバナンス体制

#### 第 14 条（コーポレートガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社を選択する。また、変化の激しい経営環境に的確に対応するため、経営執行役制度のもと経営の意思決定・監督と執行を分離し、社長を筆頭とする経営戦略立案機能の強化と業務執行のスピードアップを図る。

2. 当社は経営に対する助言機能および経営の監督機能を強化するため、社外取締役を含む非業務執行取締役を任用する。また、社外取締役については、独立役員を任用するよう努める。

#### 第 15 条（取締役会の役割・責務）

取締役および取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえつつ、広くステークホルダーの期待に応えるため、コーポレートガバナンスの充実に取り組むとともに、経営の効率化を追求し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図る。

2. 取締役会は、経営の重要な事項につき審議・決定するとともに、職務執行状況等経営の監督を行う。
3. 取締役会は、業務執行に係わる取締役、経営執行役およびその他の業務執行組織の職務権限を明確化し、各々の職務分掌に従い、業務の執行を行わせる。
4. 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」のもと内部統制システムを構築し、その運用を監督する。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】<https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/internalcontrol/>

## 第 16 条（取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方）

取締役会は、定款で定めた取締役（監査等委員である取締役を除く）12名以内および監査等委員である取締役4名以内で、当社の事業規模や取締役会での活発な議論に必要な構成等を考慮した人数とする。

2. 取締役会は、業務執行に係わる取締役および非業務執行取締役（社外取締役等）から構成する。当社の事業分野を熟知した人材、ビジネス経験・専門性・客観性・独立性等をもって外部の目線から経営に対する助言や監督を行える人材、当社の経営実態に詳しく親会社との連携等の関係も踏まえた企業価値の向上に寄与できる人材など、多様性を考慮することで、バランスある経営判断の確保を図る。

## 第 17 条（取締役の報酬の決定方針と手続き）

当社は、取締役の報酬額について、富士通グループ企業、同業他社および同規模の企業を参考に当社業績に見合った水準を設定し、一定の基準に従い貢献度を勘案のうえ決定する。

2. 取締役の報酬体系および報酬決定の手続きは以下のとおりとする。

### ①基本報酬

役職および職責に応じ、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、月額で定額を支給する。

### ②ストックオプション

株主価値との連動性を重視した中長期インセンティブとして、株主総会で決議された報酬総額の枠内で取締役会で審議のうえ決定する。

### ③賞与

短期業績に連動するインセンティブとして、毎年株主総会で総額を決議のうえ、個々の分配については取締役会で審議のうえ決定する。

なお、非業務執行取締役（社外取締役等）の報酬は、その職責を勘案し、月額で定額を支給する基本報酬のみとする。

## 第 18 条（経営執行役制度）

経営執行役は、取締役会で選任され、社長からの委託により担務事業での業務を執行する。

2. 当社は、業務執行に係わる取締役および経営執行役で構成される経営会議を開催し、業務執行に関する重要事項の決定や各部門からの業務報告等を行う。

## 第 19 条（監査等委員会の役割・責務）

監査等委員会および監査等委員は、株主からの負託を受けた独立の機関として、取締役会の監督機能の一翼を担い、ステークホルダーの期待に応えるため、コーポレートガバナンスの充実に取り組み、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図る。

2. 監査等委員会および監査等委員は、取締役および経営執行役の職務の執行を監査・監督する。
3. 監査等委員会については、その機能の実効性向上を図るため、常勤の監査等委員が日常継続的な監査を行う体制とすることに加え、すべての監査等委員に対し、監査等委員会の決議により、独立した立場から業務執行状況の調査および監査を実施する権限等を付与できる体制とする。
4. 監査等委員はその職責を果たすため、取締役会その他重要な会議に出席するほか、経営者等か

ら職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、および各事業部門における業務・財産の状況等の報告を受ける。

#### 第 20 条（取締役候補および経営執行役の選解任方針と手続き）

取締役候補および経営執行役は、性別、国籍等にかかわらず、会社経営や当社の業務に関する豊富な知識と経験や、高度な専門性を有した人格・見識に優れた人物とし、代表取締役社長の推薦を受け、取締役会で審議のうえ決定する。

2. 取締役および経営執行役が、その職責・役割を十分に果たすことができないと認められる場合、取締役会は解任について検討を行う。

#### 第 21 条（社外取締役の独立性判断基準）

当社は、社外取締役の独立性を判断するにあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にするほか、客観的な視点から助言・監督その他社外取締役としての任務を遂行できることを考慮する。

#### 第 22 条（取締役および経営執行役に対する研鑽・研修の方針）

当社は、取締役については株主からの受託者責任や法的責任を果たすため、また、経営執行役については業務執行の重要な一翼を担っていることから、就任時および随時、研修の機会を提供する。

2. 社外取締役については、その期待される役割を適切に果たせるよう、就任時および随時、会社の事業内容や財務内容等の説明を実施するとともに、事業所および子会社等の視察の機会を適宜提供する。

#### 第 23 条（会計監査人）

当社は、財務報告の信頼性確保のため、会計監査人が適正な監査ができるよう適切な対応を行う。

#### 第 24 条（改廃）

本基本方針の改廃は、取締役会決議をもって行う。

（附則）

2015 年 12 月 18 日制定

2016 年 6 月 23 日改定

2018 年 12 月 20 日改定